

## 虹の森公園 レンタサイクル事業 利用規約

この契約は、虹の森公園（株）まちづくり松野(以下、弊社)が運営管理するレンタサイクル事業において、お客様(以下、利用者)が、このレンタサイクルを利用して頂く際に遵守して頂くこととなります。

### 1.利用条件

- 1.弊社の提示する規約に賛同し、本契約およびその他交通規則等を遵守できる方。
- 2.弊社からの連絡が可能な携帯電話等連絡手段をお持ちの方。
- 3.貸出日に身分証明書を提示できる方。
- 4.弊社のレンタサイクルを利用するに耐えうる健康状態の方。
- 5.弊社レンタサイクルを安全に走行できる状態の方。身長等、弊社のレンタサイクルを使用するに適さないと判断した場合、利用をお断りすることがあります。
- 6.罹病、飲酒等、自転車を走行する上で体調等に問題の無い方。
- 7.その他、弊社が利用に適すると判断した場合。

### 2.利用申込手続き

- 1.弊社レンタサイクルご利用を希望の方は、虹の森公園おさかな館までお越しいただき、必要な手続きを行ってください。
- 2.利用者は、弊社が定めた利用申込書に必要事項をすべて記入の上提出してください。
- 3.利用者は、免許証等身分証明書となるものを係員に提示してください。その際に身分証明書のコピーを取らせて頂きますことをご了承ください。
- 4.身分証明書等をお持ちで無いお客様は、携帯の電話番号をご提示の上、ご連絡可能であることを確認することでご本人確認とさせていただきます。
- 5.料金は前払いとなります。申込書にて選択されたコースの料金をお支払い頂きます。
- 6.レンタル料 1,000 円のコースをご選択の場合には、左記利用料金とは別途、保険料として 150 円お支払い頂きます。また、利用後の保険料返却はございません。あらかじめご了承くださいませ。なお、1,500 円以上のコースをご選択の場合には保険料は料金に含まれています。
- 7.利用者は走行前に必ずレンタサイクルの安全確認を行ってください。

### 3.レンタサイクルの返却

- 1.利用者は、レンタサイクルを予定時間までに必ずご返却ください。
2. 遅延料金は一時間につき 300 円です。遅延が生じた場合は返却時に追加でお支払い頂きます。
- 3.自転車は、貸し出したときと同じ状態で返却してください。異常がある場合は必ず係員にお申し出ください。
- 4.返却予定時間を超過してもお客様から連絡が無く返却されない場合、電話等で確認させて頂くことがあります。

### 4.ご利用上の注意

- 1.走行時は、必ず付属のヘルメットを着用してください。
- 2.一般道走行時は、法令遵守の上安全運転を行ってください。
- 3.下車し、自転車から離れる際は必ず付属の鍵をしてください。

### 5.故障・破損

- 1.貸出商品がパンク等その他の理由で故障または破損し走行不能の場合、直ちに運転を中止し手押しにて店舗までお戻りください。
- 2.移動不能な場合は必ず虹の森公園までご連絡ください。自転車の場所をご報告の上、公共の交通機関等を利用してお戻りください。
- 3.利用者の故意・過失にて故障が発生した場合、損害賠償を請求することがあります。

## 6.盗難・紛失

- 1.自転車やそれに付属するもので盗難や紛失が発生した場合は、速やかにご連絡ください。
- 2.これらの理由により帰還できない場合は、公共の交通機関をご利用ください。なお、移動にかかる費用はお客様の負担といたします。
3. 利用者の責に帰すべき事由により、貸出商品を盗難または紛失された場合、損害賠償をお客様に請求することがあります。

## 7.事故

- 1.自転車貸出期間中に事故にあった際は、直ちに店舗まで連絡してください。
- 2.必要な場合は、警察に連絡するなど、法令で定められた処置をお客様ご自身でおとりください。
- 3.怪我等で動けない場合は、公共の交通機関を利用するか、場合によっては救急車の手配をお客様自身で行ってください。これらにかかる費用はすべてお客様の負担となります。
- 4.お客様の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、お客様はこれを賠償するものとします。
- 5.弊社指定の自転車保険をお申込のお客様は、保険の適用範囲内で保障いたします。
- 6.事故等について示談等が必要な場合、すべてお客様の責任で行って頂きます。弊社は事故等につきまして一切の責任を負いません。

## 8.禁止事項

- 1.利用者は、自転車の借り受け時間中に以下の行為をしてはならないものとします。
  - ・ 借り受けた自転車を申請された利用者以外の者に、有償・無償に関わらず使用させること。
  - ・ 無謀運転・酒気帯び運転などの危険運転。
  - ・ 交通規則を無視した自転車の使用。
  - ・ 歩行者の通行の妨げとなるような行為。
  - ・ ヘルメット無着用での走行。
  - ・ 自転車の部品取り外し等、構造・装置等の改造および変更。
  - ・ 自転車が故障した際に無理に運転を続行させること。
  - ・ その他、法令または公序良俗に反すること。

## 9.天災

- 1.貸出期間中、天災その他の弊社およびお客様のいずれの責に帰さない事由により、レンタサイクルが使用不可能となった場合、契約は終了とします。なお、途中終了の場合でも貸出料金は返還されないことをあらかじめご了承ください。
- 2.豪雨等、やむをえない理由で自転車を下車し、その場に放置して避難する場合、利用者は必ず自転車の場所を弊社まで報告してください。なお連絡無く放置された場合、延滞料金が発生します。
- 3.天災等で避難する際にかかる交通費等の費用は、お客様の負担とさせていただきます。

## 10.信義則

本規約の内容に疑義が生じた場合または、本規約に記載していない事項が生じた際は、お客様および会社は誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

平成 29 年 6 月 4 日  
虹の森公園 (株)まちづくり松野